

日本生物学的精神医学会

会 員 通 信 第 46 号

目 次

1. 第15回日本生物学的精神医学会学術賞の応募について	染矢俊幸 (委員長)
2. 国際学会発表奨励賞候補者の募集について	染矢俊幸 (委員長)

第15回日本生物学的精神医学会学術賞の
応募について

2006年1月から12月までに発表された原著論文(レビューでもオリジナリティーがあれば可)の筆頭演者で、下記の要領で募集を行いますので奮って応募(推薦)して下さい。なお、受賞者には年次大会においてポスター発表を行っていただきます。また、評議員の先生方には推薦用紙が送付されます。

記

1. 規定は以下の通り
2. 推薦用紙、別冊10部を同封し、下記事務局宛ご送付下さい。
3. 応募締切日 2006年12月31日(日)

以上

送付先: 〒162-0802 東京都新宿区改代町26-1

三田村ビル

有限責任中間法人学会支援機構内
日本生物学的精神医学会事務局気付
学術賞選考委員長 染矢俊幸

日本生物学的精神医学会学術賞規定

1. 本学術賞は本学会の基金にもとづき、本学会正会員のすぐれた学術研究業績を表彰し、もって若手研究者の育成、生物学的精神医学会の発展に寄与することを目的とする。
2. 本賞の受賞者は当該年度(原則として1月～12月、但し、翌年度の発表予定のもので

も校正刷りをもって応募することは可能とする)に発表されたすぐれた原著論文の筆頭著者で、論文受理の時の年齢が40歳以下、会員歴2年以上の本学会正会員とし、原則として年1名とする。

3. 本賞の受賞者には賞状および副賞が授与される。
4. 本賞の受賞者を選考するために学術賞選考委員会を置く。
委員会は、理事および評議員若干名で構成され、理事が委員長となり委員会を代表する。
5. 委員長は本学会評議員全員から受賞候補者の推薦を募る。
6. 委員長は選考結果を理事長に報告する。理事長はその結果を理事会に諮り受賞者を決定する。

(2001年9月21日 現在)

国際学会発表奨励賞候補者の
募集について

2006年後期(2006年10月から2007年5月)に開催される国際学会を対象として下記の要領で募集を行いますので奮って応募(推薦)して下さい。なお、評議員の先生方には推薦用紙が送付されます。

記

1. 規定は以下の通り
2. 推薦用紙、評価の参考となるもの(抄録、サーキュラー、学会プログラムなど)8部

を同封し、下記事務局宛ご送付下さい。

3. 受賞者は、次回年次大会においてポスター発表を行っていただきます。
4. 応募締切日 2006年11月30日(木)

送付先：〒162-0802 新宿区改代町26-1
三田村ビル

有限責任中間法人学会支援機構内
日本生物学的精神医学会事務局気付
学術賞選考委員長 染矢俊幸

生物学的精神医学会国際学会発表奨励賞規定

1. 設置 日本生物学的精神医学会は規定により研究奨励賞(国際学会発表)制度を設ける。
2. 名称 名称は、日本生物学的精神医学会国際学会発表奨励賞とする。
3. 対象 原則として会員歴3年以上、応募時年齢35歳未満の会員で、国際学会に参加し、将来性のある優れた研究を発表する者に贈られる。対象となる学会および発表される研究内容については選考委員会が評価を行う。
4. 表彰 研究奨励賞は賞状および副賞とし、副賞は15万円とする。
5. 募集 募集は年2回行う。前期は当該年度4月から9月の間に、後期は当該年度10月から3月の間に開催される国際学会に参加する者を対象とする。
6. 選考
 - 1) 研究奨励賞を選考するために本学会内に選考委員会を設ける。
 - 2) 選考委員は理事・評議員より理事会で選出する。委員長は委員の互選により決定する。委員は6名とし任期は2年とする。再任は妨げない。
 - 3) 選考対象者と同一講座(大学以外の機関はこれに準ずる部局)に所属する選考委員は、その年度の選考には加わらないものとする。
 - 4) 選考委員会は受賞者を決定し、委員長は当該者なしの場合も含めて理事長に報告する。委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および結果を、また評議員会に選考結果を報告する。

付 則

- 1) 本規約は1999年4月22日より施行する。
-